

2019年9月26日

マイナンバー違憲訴訟横浜地裁判決についての声明

マイナンバー違憲訴訟神奈川原告団

マイナンバー違憲訴訟神奈川弁護団

本日、横浜地方裁判所第4民事部（関口剛弘裁判長、斎藤巖裁判官、川野裕矢裁判官）は、神奈川県内に居住する住民を中心とした230名の原告が提起したマイナンバー違憲訴訟につき、マイナンバー制度は憲法13条のプライバシー権を侵害するものではないとして、原告らの請求を棄却する判決を言い渡した。

本判決は憲法13条のプライバシー権の内容について、住基ネット最高裁判決の「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を踏襲している。確かに本判決は「個人に関する情報の収集・保有・管理・利用等」の各過程での漏えい防止を求めており、その意味において、住基ネット最高裁判決より若干幅を広げた内容となっているが、その本質において学説上の通説である自己情報コントロール権さえ認めていない。

その上で、マイナンバー制度について、目的は正当であり、形式上情報漏えい防止のための制度的保護措置を備えているという理由で、プライバシー権の侵害はないと判断したことは、原告らの正当な主張を何ら受け止めないのみならず、制度の実態についての事実認定そのものが誤っていると断ぜざるを得ない。問題は、どのような仕組みを用意したのかではなく、その仕組みが有効に機能し、マイナンバー制度のもとでプライバシー権の保護が図られているのかということにあるが、その点についての判断はなされていない。

本判決は、現代社会における国民のプライバシー権の重要性について全く理解しない極めて不当なものであるといわざるを得ない。

すでにマイナンバー制度の下で、数多くの漏えい事例が発生しており、国民のプライバシー権は危機的な状態となっている。とりわけ、昨年以降、年金機構、国税庁、川崎市、さいたま市、熊本市などで頻発している違法な再委託は、これまでに発覚しているだけでも230万件を超えている。しかし、こうした制度の根幹にかかわる欠陥について、政府も個人情報保護委員会も有効な打開策を何ら示しておらず、歯止めがきかない状態となっている。

そうであるにもかかわらず、政府は一向に普及の進まないマイナンバーカードの普及に躍起になっているのが現状であり、国民のプライバシー権の保障という

観点からは、こうした施策は抜本的に見直されなければならない。その意味において、本判決が「今後も、制度の運用並びに制度及びシステム技術の内容について、同種の漏えい事例を含む、制度の運用に伴う弊害防止に向けた不断の検討を継続し、必要に応じて改善を重ねていくことが望まれる」とした点は、被告国において重く受け止めならない内容であり、制度の抜本的な見直しが迫られているというべきである。

原告、弁護団は、国民のプライバシー権の保障のため、マイナンバー制度の廃止まで闘い続ける決意である。

以上